

令和4年度 第3回小田原市総合教育会議

日 時：令和5年2月1日（水）

午後1時15分から

場 所：小田原市役所 全員協議会室

次 第

1 あいさつ

2 議 題

(1) 持続可能な部活動の在り方について

ア 部活動の地域移行について

講 義（講師：小田原市立国府津中学校 校長 市川 嘉裕 氏）

イ 本市の部活動の地域移行に向けた推進会議における議論

3 その他

小田原市総合教育会議名簿

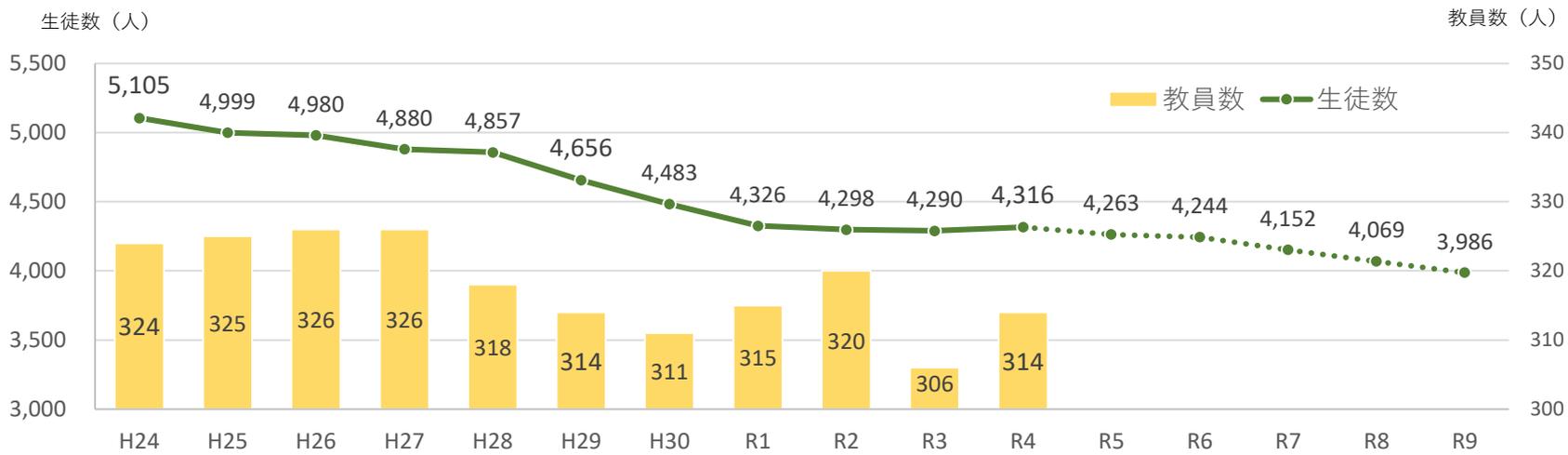
(敬称略)

氏 名	所 属 等
守屋 輝彦	小田原市長
柳下 正祐	小田原市教育長
益田 麻衣子	教育長職務代理者
井上 孝男	教育委員
菱木 俊匡	教育委員
秋元 美里	教育委員

持続可能な部活動の在り方について

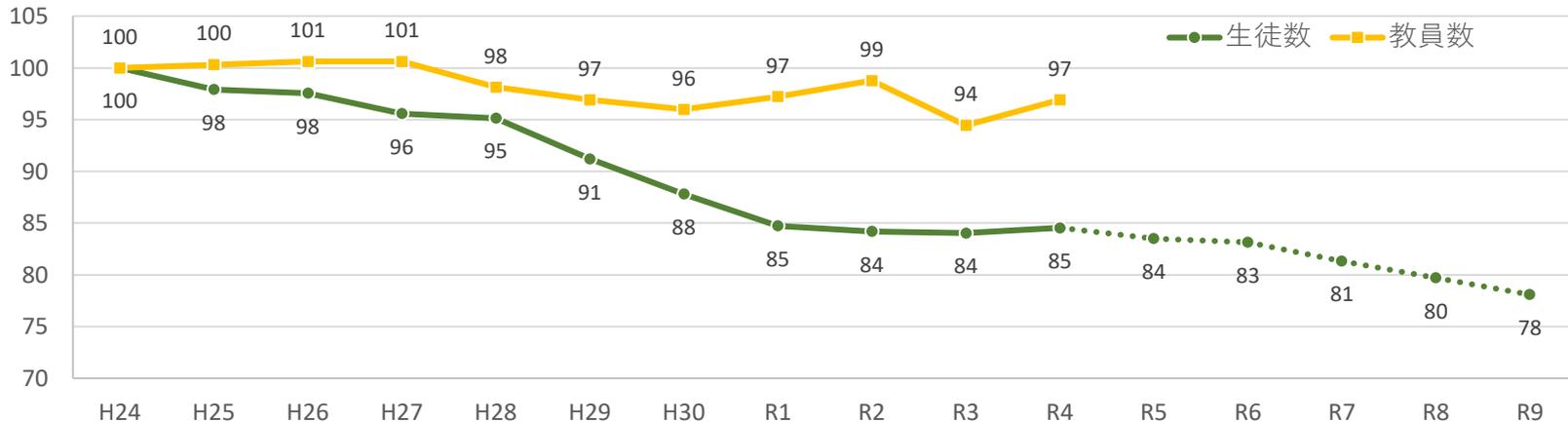
- 本市における部活動の状況
- 国の方針
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等
に関する総合的なガイドライン（R4.12）
- 本市の部活動の地域移行に向けた推進会議における議論

◆ 生徒数・教員数の推移



※H5以降の生徒数は推計値

◆ 生徒数・教員数の推移 (H24を100とした場合)



※H5以降の生徒数は推計値

部活動の状況

令和4年度の設置状況、部員数(2・3年生)、加入率、指導員等

	運動部													文化部							部数	部員数	加入率(%)	
	軟式野球	サッカー	ソフトボール	バレーボール		バスケットボール		ソフトテニス		卓球	バドミントン		陸上競技	剣道	吹奏楽	科学	パソコン	美術	家庭	演劇				その他
				男子	女子	男子	女子	男子	女子		男子	女子												
城山	7	14				5	4	9	6			14	25		23	10		16			2	12	135	70.3
白鷗	10	16		19	15		11	7	18	16					14	9		17				11	152	76.0
白山	4	15		10	11	18	15	13	23	31	27	47	17	15	33		13					15	292	78.2
城南	2	13				14	10		12			12			22		11					8	96	79.0
鴨宮	26	21	5		26	15	10	31	26	19		26	38	18	24	19		17	8			16	303	81.5
千代	11	17		12	21	20	11	14	13	22	19	23	27	10	19	5		21				16	265	76.4
国府津	16	11			18				8		31		26		15	8		11				9	144	79.1
酒匂	10	19			9	23	8	12	9	18	15	31	34	8	6	16		22				15	240	82.0
泉	19	21		13	13	20	12	14	14	10	40		19		16		28	33	8	3		16	283	84.2
橘	10	13			7	18	7	5	6	13		10			16	11		10				12	126	82.3
城北	17	19			21	12	12	29	5	25	12		18		20	15		21			16	14	242	82.8
部数	11	11	1	4	9	9	10	9	11	8	6	10	8	4	10	10	2	11	2	1	2	145	2304	80.8



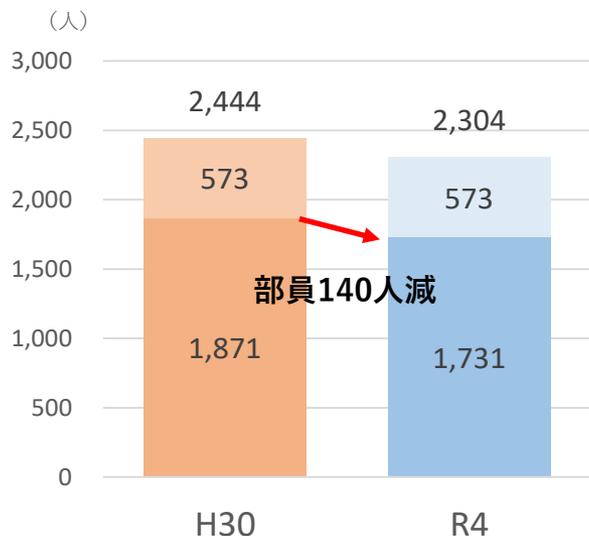
部活動指導員



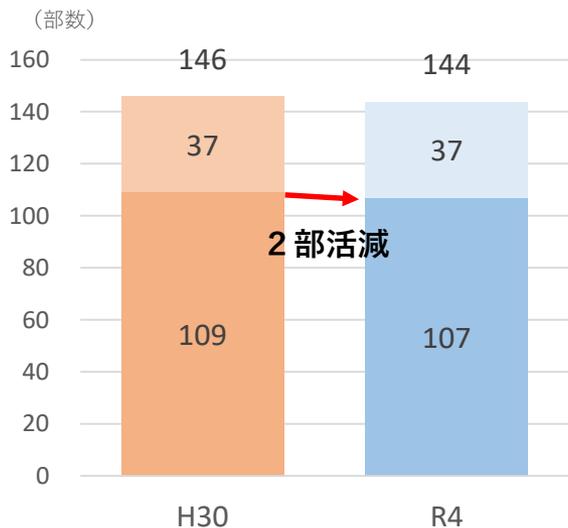
部活動地域指導者

※「令和4年度児童生徒に関する調査報告書」資料より
鴨宮中の部員数計は各部内訳の合計と一致していない

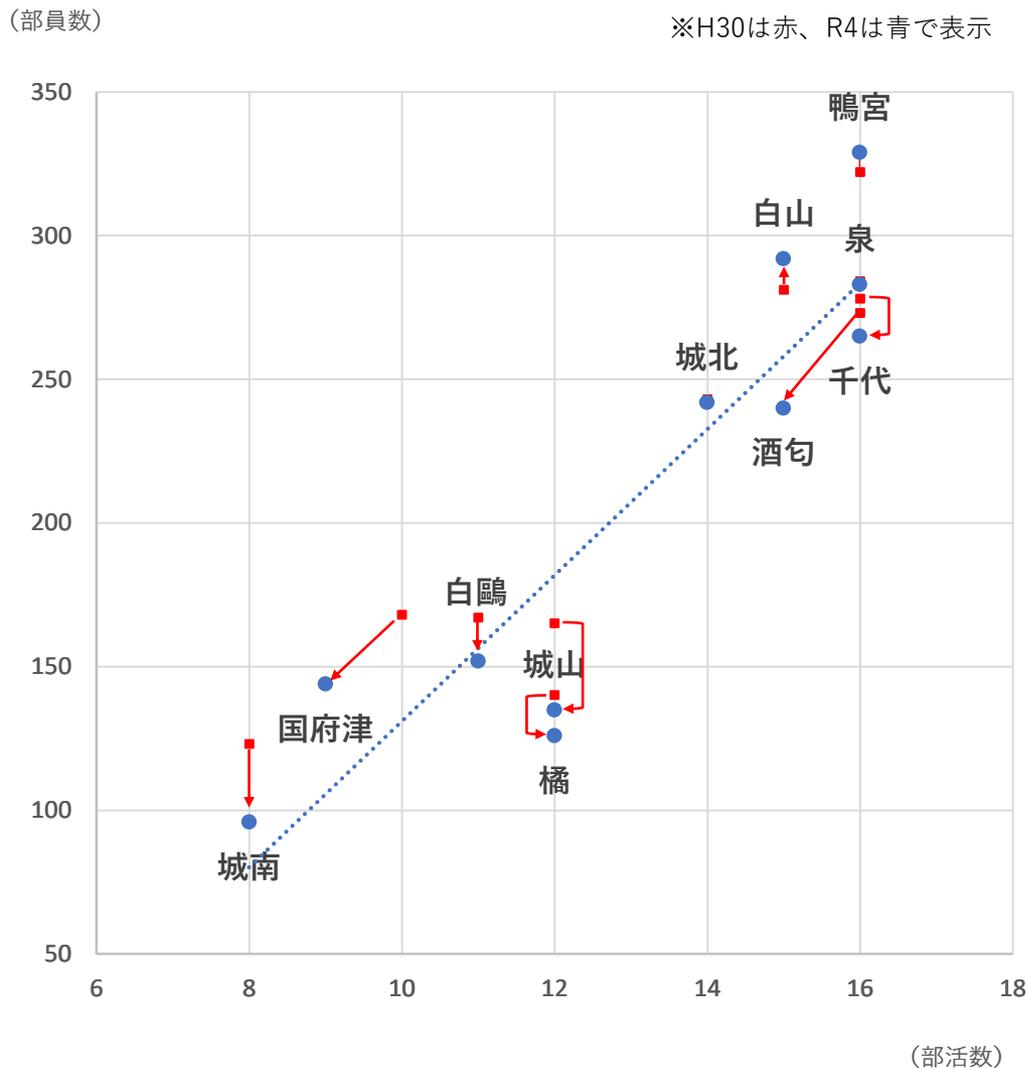
◆ 部員数の推移 (H30→R4)



◆ 部活数の推移 (H30→R4)

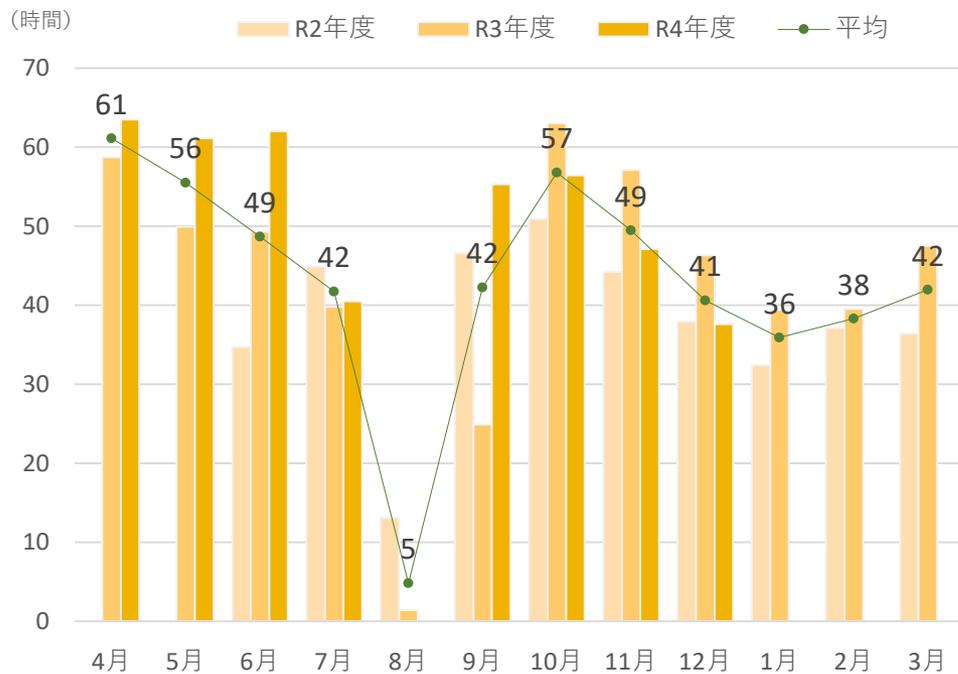


◆ 各校の部員数・部活数 (H30→R4)



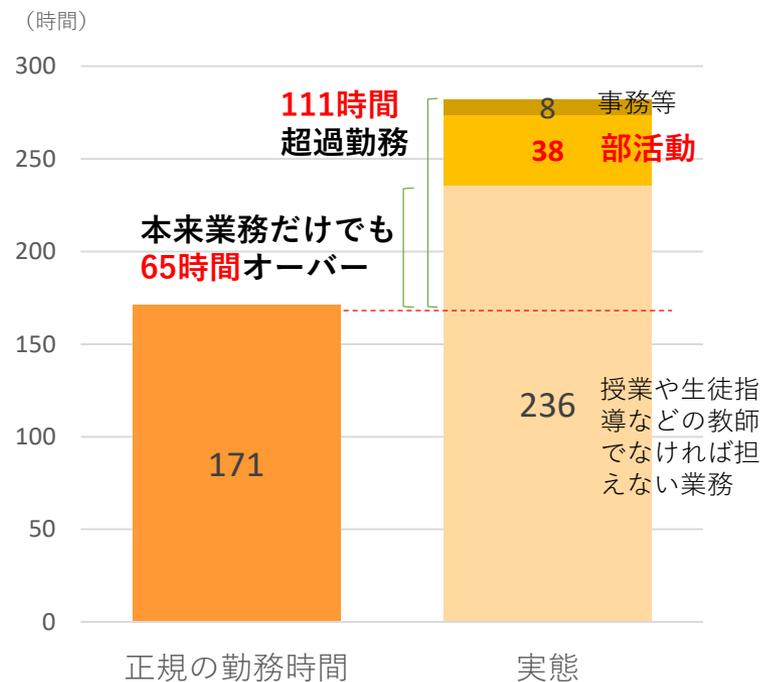
	運動部													文化部							指導者設置部数	設置割合(%)		
	軟式野球	サッカー	ソフトボール	バレーボール		バスケットボール		ソフトテニス		卓球	バドミントン		陸上競技	剣道	吹奏楽	科学	パソコン	美術	家庭	演劇			その他	
				男子	女子	男子	女子	男子	女子		男子	女子												
城山	1											1			1								3	25.0
白鷗																							0	0.0
白山								1	1	1		1	2	3									6	40.0
城南	1	1					1																3	37.5
鴨宮									2					2									2	12.5
千代	1							1	1					1									4	25.0
国府津	1								1				1		1								4	44.4
酒匂					1	3						1	1	1	1								4	26.7
泉						1		2				2			1								5	31.3
橘									1			3											2	16.7
城北													2										1	7.1
部数	4	1	0	0	1	2	1	3	4	3	2	4	4	3	4	0	0	0	0	0	0	0	34	23.4

◆ 中学校教職員の時間外勤務の推移



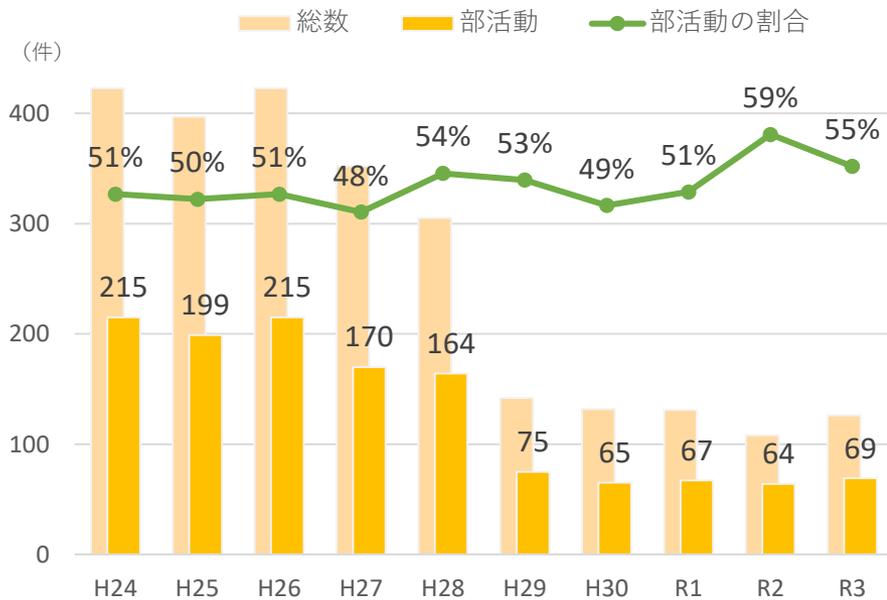
※R2年度6月から部活動を含む時間外勤務を把握
 R3年度10月から在校等時間管理システムを導入し、客観的な計測に基づく時間外勤務を把握。長期休業期間中はシステム運用を休止

◆ 運動部顧問の月間勤務時間 (H28年度)

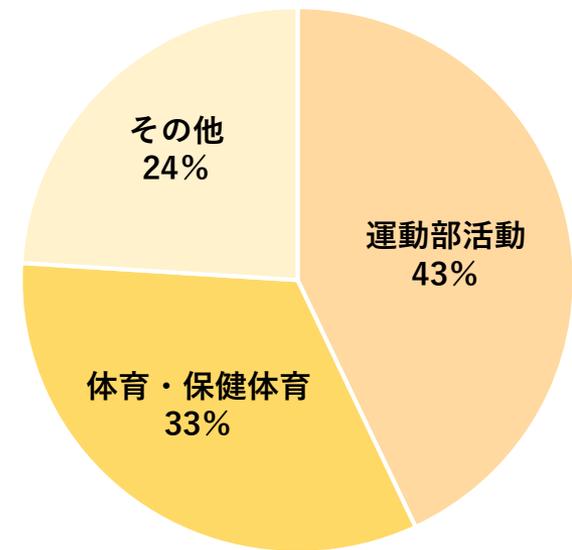


※「運動部活動の地域移行に関する検討会議」資料より
 平成28年度教員勤務実態調査を平日22日、休日として集計

◆ 学校内における怪我の発生状況
(小田原市立中学校)



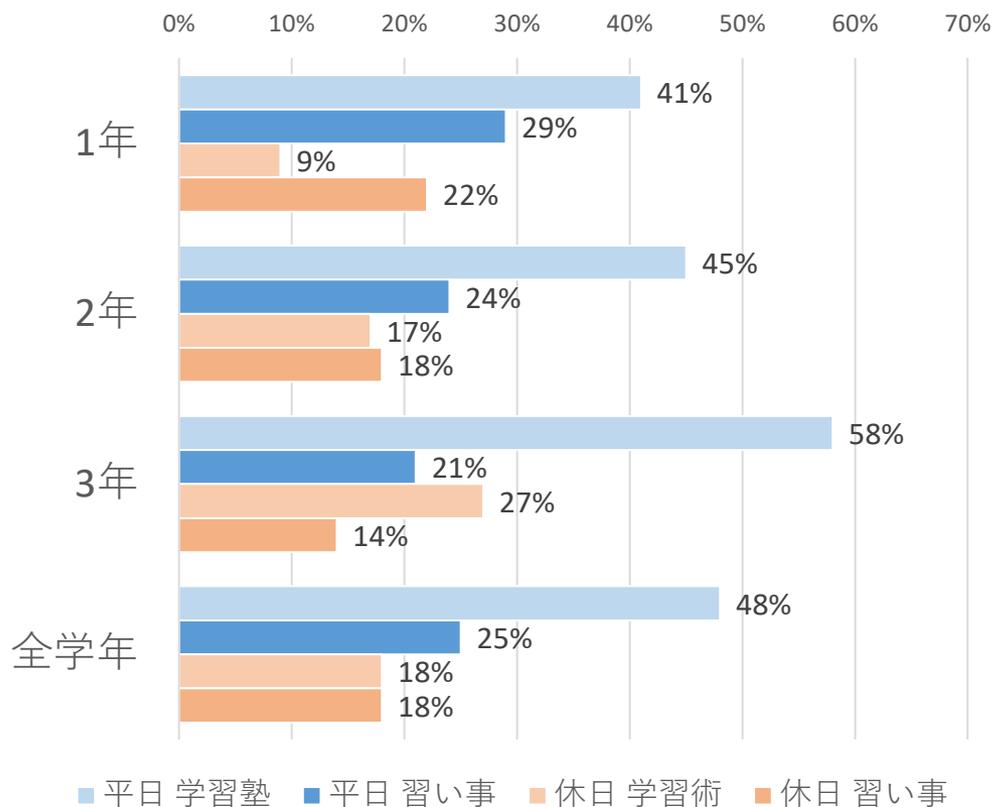
◆ 生徒の負傷・疾病の発生状況
(令和2年度 全国)



※「運動部活動の地域移行に関する検討会議」資料より
学校管理下の災害（日本スポーツ振興センター）

◆ 学習塾・習い事に通う生徒の割合 (R4)

※生徒に関する調査報告書



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

扱：12月27日（火）
閣議後会見大臣冒頭発言後 解禁

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】**学校教育の一環**（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ **合同部活動**の導入や**部活動指導員等**の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

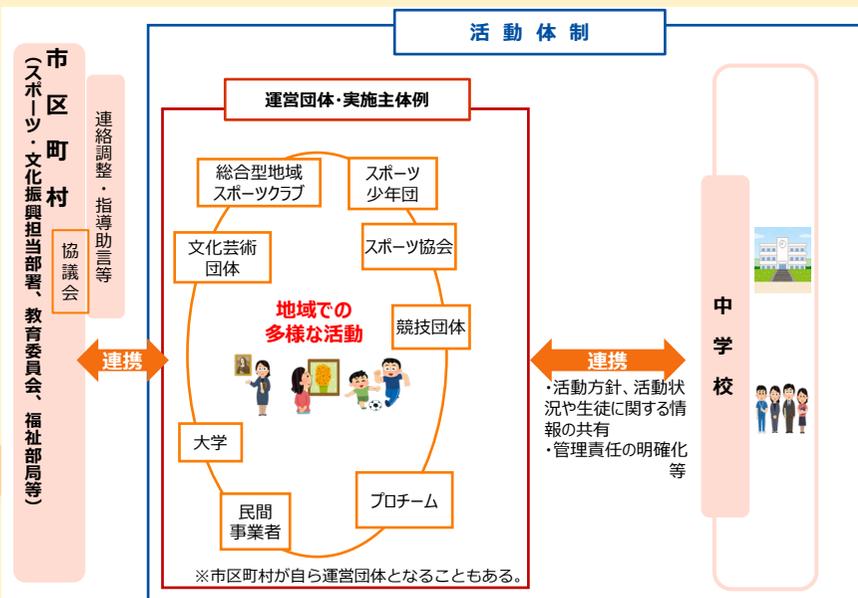
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

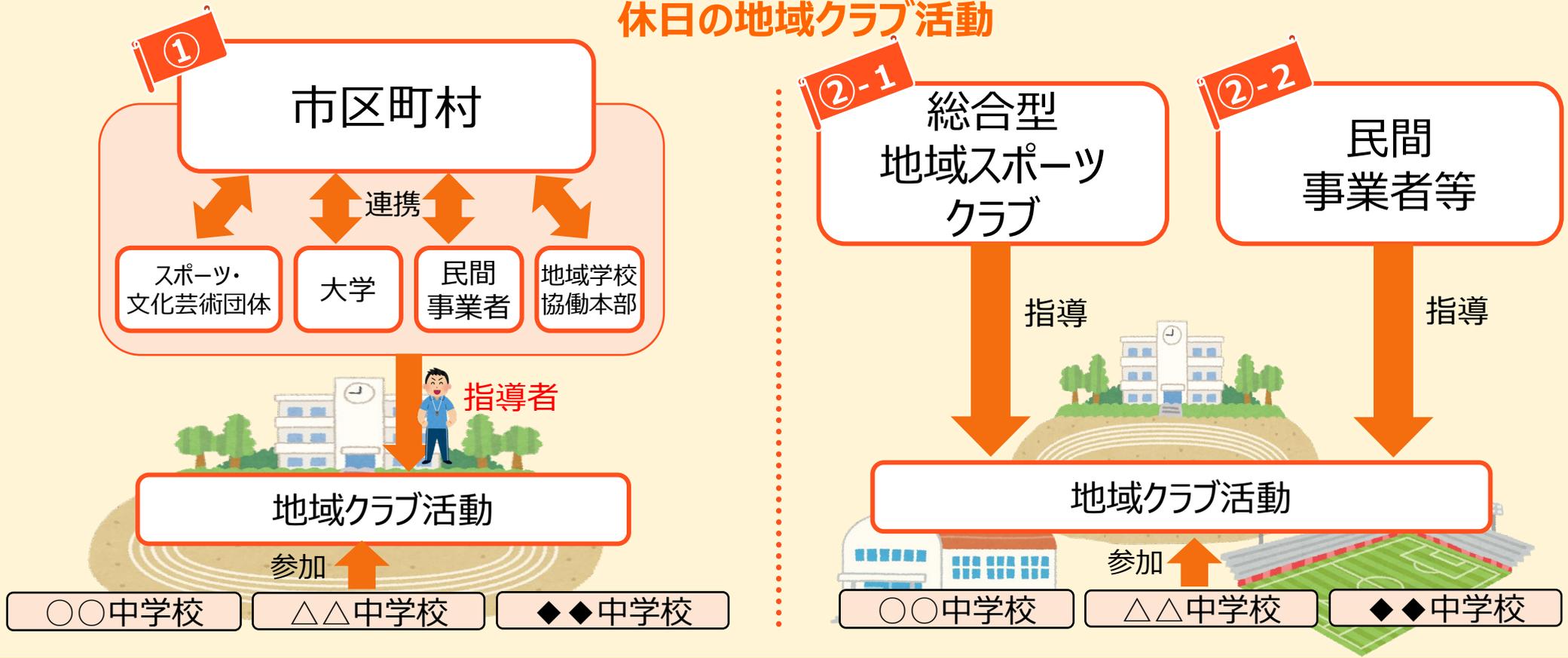
【位置付け】**学校と連携して行う地域クラブ活動**
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ **地域の多様な主体**が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

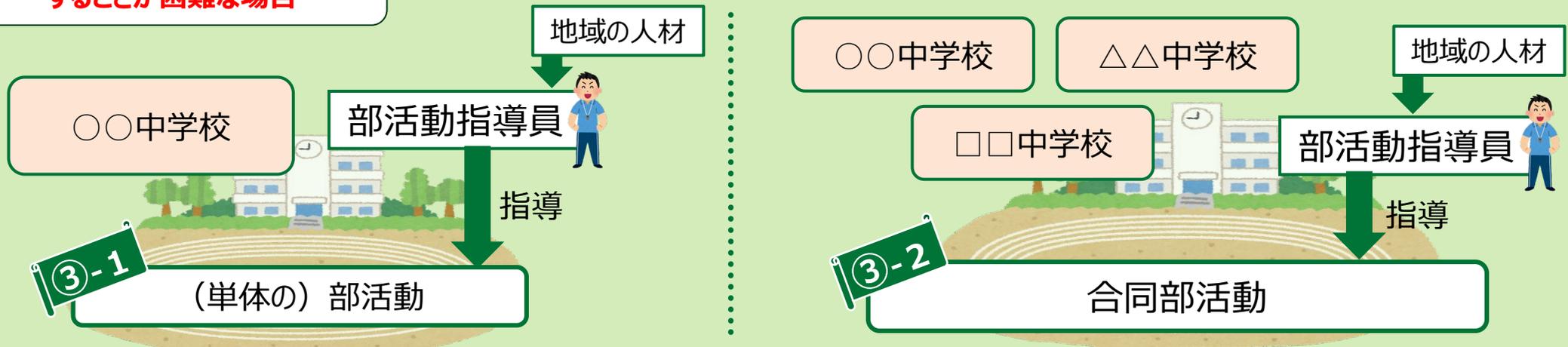


休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村

協議会の設置
ニーズ・課題把握
情報発信

運営団体の
確保

指導者の確保
マッチング

活動場所の確保
活動内容の決定

生徒・保護者・
住民への周知
実施

〔都道府県：
人材バンクの設置〕

〔学校：教師の兼職
兼業の希望の把握〕

〔学校：学校施設の
開放〕

休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

◆ 国の動き

- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、国は、令和4年12月にガイドラインを策定し、新たな地域クラブ活動の整備等の対応を提示。
- 当初示されていた3年後を目途に休日の部活動を地域移行する方向性はトーンダウン（集中改革期間⇒改革推進期間）しているが、部活動の地域移行の取組を推進していくことに変わりはない。

◆ 小田原市の状況

- 本市の現状は、生徒数が減少している一方で、部活動数に急激な変化はなく、1部活動あたりの活動生徒数は減少傾向にある。加えて、教職員の働き方改革が求められている。
- 令和元年7月に「小田原市立中学校に係る部活動の方針」を策定し、運営体制、休養日等の設定、生徒ニーズを踏まえた活動環境の整備等を示し、部活動の改善を図ってきた。
- 休日の部活動地域移行に係る受皿（組織・人員等の体制）は、現状で整備されていない。



部活動の地域移行に向けた推進会議

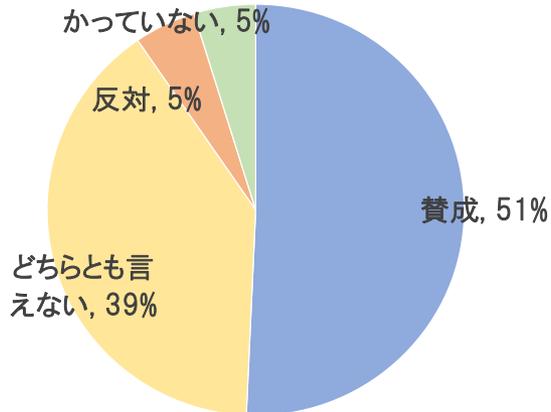
目的：本市における部活動の地域移行が円滑に推進していけるように、関係機関で情報共有を行い、令和5年度以降の取組について検討を進める。

構成：中学校長会、体育協会、スポーツ課、生涯学習課、文化政策課、教育総務課、教育指導課（事務局）

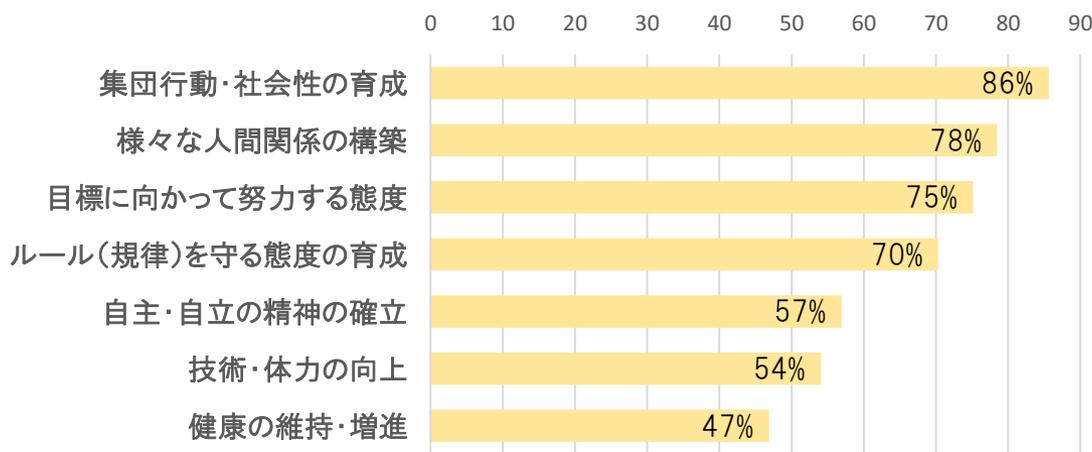
本市の部活動の地域移行に向けた推進会議における議論 アンケート調査

◆令和4年度 部活動の地域移行に向けた教職員アンケート (R4.6 教育指導課)

地域移行についてよく分



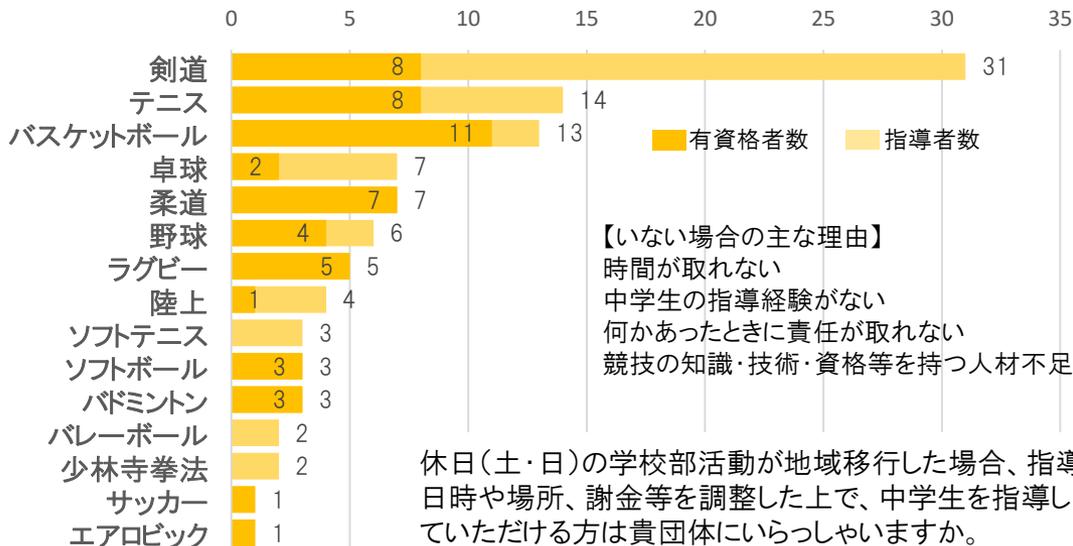
部活動が地域移行(休日の部活動から地域移行の予定)されることについてどう思いますか。 N=209



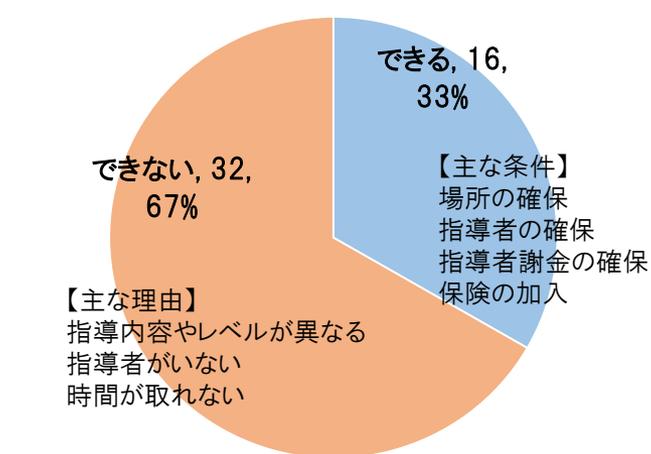
部活動に期待する効果は何ですか。(複数選択可) N=209

◆学校部活動の地域移行に係るアンケート 体協加盟団体・育成団体・関連団体 (R4.7~8 体協)

競技団体21、地区団体26、スポーツ少年団13、総合型地域スポーツクラブ1



休日(土・日)の学校部活動が地域移行した場合、指導日時や場所、謝金等を調整した上で、中学生を指導していただける方は貴団体にいらっしゃいますか。



貴団体から指導者を派遣するのではなく、団体自体の活動に中学生を受け入れることはできますか。

- 現時点で、休日の部活動地域移行に係る受皿（組織・人員等の体制）が整備されていないことから、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間として、地域との連携を含めた学校部活動の改善（モデル事業）を展開しながら、学校と連携した休日の地域クラブ活動について検討を進める。
- 地域との連携を含めた学校部活動の改善については、教職員の働き方改革も視野に入れながら展開するとともに、学校と連携して行う休日の地域クラブ活動については、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会充実の観点から、地域の多様な主体の関与のもと取組を検討していく。



子供たちが生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保

■本市の部活動の地域移行に向けた推進会議における議論 取組の方向性

- これまでの部活動指導者・部活動地域指導者の派遣を継続するとともに、令和5年から、主に休日の部活動について、拠点校による部活動実践や近隣校による合同部活動のほか、休日の活動のみを地域に移行するモデル校を展開する。
- 休日の地域クラブ活動（指導者の確保・実施体制の整備）について、地域の多様な主体の関与のもと検討を進める。

拠点校による部活動

市内
中学校



近隣校による合同部活動



休日部活動を地域移行



地域・民間団体等との連携

- 実践的な取組と並行して、関係主体へのアンケート調査や保護者等への説明のほか、地域の指導人材の発掘・育成や指導に対する対価確保等の検討を進める。
- こうした取組の推進に当たって、検討状況や実践について広く情報を発信していく。

◆ 学校部活動の取組と課題

部活動指導員の派遣

- 指導者の資質及び人材確保
- 予算（謝金）の確保
- 指導者と教員（顧問）との連携
- 指導方針（小田原市部活動に係る方針）に則った指導の実施

拠点校による部活動

- 移動時間の確保
…移動時間を考えると平日の活動に制限がかかる（居住地によって参加の有無が変わる）
- 移動手段（交通手段）の確保
…交通費の発生、安全面の配慮が不可欠
- 保険適用の検討
…校内に設置されていない部活動への参加は、災害共済給付制度（スポ振）の補償対象外となる可能性あり（別途保険への加入が必要）

合同部活動

- 移動時間の確保
…移動時間を考えると平日の活動に制限がかかる
- 移動手段（交通手段）の確保
…交通費の発生、安全面の配慮が不可欠
- 教員の引率
…校外（他校）での活動には当該校の教員の引率が必須

大会の参加資格等

- 中体連主催の大会への参加資格
- 競技レベルの格差

◆ 地域クラブ活動の課題

- 受益者負担（活動費や移動費等）
- 指導方針の考え方（学校部活動との認識の違い）
- 勝利至上主義に偏った指導（小田原市の部活動に係る方針の適用について精査）
- 学校部活動と地域クラブ活動による力の差
- 学校施設の開放（特に文化部等の校内を利用する部活動）

◆ その他

- 「小田原市の部活動に係る方針」の改定
- 生徒、保護者のニーズ（アンケート等の実施）及びPTA等との連携
- 教職員（顧問）の異動や新入部員等に伴う活動状況の変化への対応

小田原市立中学校に係る部活動の方針

令和元年7月改定

小田原市教育委員会

小田原市立中学校に係る部活動の方針

策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- このように教育的価値の高い部活動の在り方について、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県及び県教育委員会では、前述のガイドラインに則り文化部活動を含め平成30年4月に「神奈川県中部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。
- 小田原市教育委員会では、小田原市立中学校に係る部活動について、前述のガイドラインに則り、県方針を参考に、「小田原市立中学校に係る部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定し、文化部活動もこれに準じて取組を進めてきたが、平成30年12月に、文化庁においても「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、県及び県教育委員会は県方針を改定したことから、小田原市教育委員会は、本方針を改定した。
- なお、本方針ではこれまでと同様に運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。
- エ 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいことから、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営・指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。

イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

ウ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動地域指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。

エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故、体罰・ハラスメントの未然防止に努めること。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒の過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要である。

(1) 休養日

週当たり授業日1日以上、休業日1日以上の休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

また、休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。年間を52週と考え、1年間に授業日及び休業日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努めること。

(2) 活動時間

1日の活動時間を、長くとも授業日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ご

したい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、障がいのある生徒等も含めて、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクレーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

少子化に伴い、単一の学校では大会参加ができない場合には、生徒の活動が保障できるように複数の学校で合同の活動を行いながら、大会等への参加も可能となるように努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のためのスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 学校単位で参加する大会の見直しについて

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査すること。

6 取組の検証

本方針に示す小田原市立中学校の部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附則

この方針は、平成30年7月から施行する。

附則

この方針は、令和元年7月から施行する。